

## 南海トラフ地震防災規程

### (目的)

第1条 この規程は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第8条（以下「法」という。）に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項、その他の地震防災上必要な事項を定め、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

### (組織)

第2条 南海トラフ地震が発生した場合における防災に関する業務を行う者の組織（以下「地震防災隊組織」という。）は次のとおりとし、その編成及び任務を別紙1のとおり指定する。

- (1) 地震防災隊組織に、隊長及び副隊長を置く。
- (2) 隊長の下に、情報収集連絡班及び避難誘導班を設置し、各班に班長を置く。

### (隊長等の権限及び業務)

第3条 隊長（事業主、店長、防火管理者等）は、地震防災隊組織の活動に関する一切の権限を持ち、南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表された場合又は、南海トラフ地震が発生したことを覚知した場合は、次の対応を行う。

- (1) 地震及び津波に関する情報収集及び報告の指示
- (2) 南海トラフ地震発生情報の館内周知
- (3) 顧客等の避難誘導及び従業員への避難指示
- (4) 避難場所の周知

#### ア 集合場所

集合場所は、\_\_\_\_\_（「○号館前」など具体的に）とする。

#### イ 避難場所

避難場所は、田辺市津波ハザードマップに基づき\_\_\_\_\_（別紙2 地図添付）とし、従業員及び顧客等に周知する。

#### ウ 避難困難時の対応

津波到達時間が早い場合や、避難路が地震により通れない場合など、避難が円滑に行えない可能性があるときは、近隣の3階建て以上の堅固な鉄筋コンクリート造ビルに避難する。

#### エ 迅速避難

施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき又は、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等の発表が行われる前であっても、直ちに避難するよう、従業員及び顧客等に指示する。

#### オ 二次避難

避難場所等に避難した際には、津波が連續して発生することに鑑み、一定期間（津波警報等が発表されている間）避難場所に留まるか、さらに安全な避難場所に移動する。

- 2 隊長は、本規定による定めの他、土砂災害防止法に基づく避難確保計画等の履行により、顧客等の安全確保を行う。
- 3 副隊長\_\_\_\_\_は、隊長を補佐し、隊長不在のときはその職務を代理する。

## (従業員の責務)

第4条 従業員は、南海トラフ地震に伴う津波警報等の発表又は、地震が発生を覚知した場合（以下「地震発生時等」という。）は、それぞれあらかじめ定められた安全措置（緊急点検、巡視、その他施設の損壊防止のため特に必要な措置等）を行い、隊長及び情報収集連絡班長にその旨を報告するとともに、指定された避難場所へ避難するものとする。なお、安全措置を行う際は、津波到達時間や従業員が避難に要する時間を考慮するものとする。

また、避難の際には、顧客等や避難行動要支援者（負傷者、障害者、高齢者及び子供等）の避難誘導に配慮する。

## (情報収集連絡班の任務)

第5条 情報収集連絡班（班長・班員）は、次の活動を行う。

- (1) 地震発生時等は、隊長の指示（あらかじめ定められた任務を含む。）に基づき、テレビ、ラジオ、防災行政無線、周辺の状況等から、津波警報や地震被害に関する情報の収集を行い、隨時隊長に報告する。
- (2) 隊長の指示に基づき、以下に示す防災上必要な情報等を、施設内の従業員及び顧客等（施設外に出ている従業員を含む）に対し、\_\_\_\_\_（施設内放送、口頭等）により周知する。
  - ア 地震及び津波に関する情報
  - イ 隊長の命令内容
  - ウ 速やかに避難すべき旨
  - エ 津波からの避難位置
  - オ 当施設からの避難経路や方向等
- (3) 周知方法については、あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた従業員及び顧客等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておく。なお、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断されることを考慮した伝達手段の確保に留意する。
 

顧客等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な退避等の行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法を検討する。また、顧客等が適切な退避行動をとり得るよう避難場所や避難経路、交通規制状況等、その他必要な情報を併せて伝達するために十分な事前検討を行う。
- (4) 勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。
- (5) 施設が海岸に近いなど、津波到達時間が早い地域の場合には、強い地震を感じたとき又は、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等の発表が行われる前であっても、直ちに避難するよう従業員及び顧客等に伝達する。

## (避難誘導班の任務)

第6条 避難誘導班（班長・班員）は、次の活動を行う。

- (1) 地震発生時等は、隊長の指示（あらかじめ定められた任務を含む。）に基づき、速やかに建物内の避難路の確保、安全の確認等の必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告する。
- (2) 隊長から避難誘導の指示（あらかじめ定められた任務を含む。）を受けたときは、直ちに顧客等の避難誘導を開始することとするが、避難誘導に際しては自身の安全にも配慮する。
- (3) 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法及び方向を示し、顧客等の混乱防止に努める。

- (4) 顧客等への避難誘導が完了したときは、その旨を直ちに隊長に報告する。

(時間差発生等における避難)

第7条 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、次の措置を講じる。

- (1) \_\_\_\_\_(地震防災組織で担当者を記入)は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行う。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、以下のとおりとする。  
ア 地震の発生から1週間…後発地震に対して警戒する措置を行う。  
イ アの期間経過後1週間…後発地震に対して注意する措置を行う。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、地震の発生から1週間又は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で、通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間は、後発地震に対して注意する措置を行う。
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際、\_\_\_\_\_ (事業主、店長等)は、当該事業を※1 する。

※1は、施設の耐震性・耐浪性を鑑みて、営業継続の可否を検討し、継続か休業かを記載する。

- (5) 後発地震に対して警戒する措置について、\_\_\_\_\_ (事業主・店長・防火管理者等)は当該施設内の従業員及び顧客等に対して、口頭、館内アナウンス等により避難等に必要な情報を周知する。また、避難誘導班長は、\_\_\_\_\_ (事業主・店長・防火管理者等)の指示に基づき、第3条第1項第4号アに規定する集合場所へ避難後、顧客等を避難誘導する。なお、避難誘導後の対応については、以下のとおりとする。

避難誘導後、

※2

※2は、以下の内容を参考に記載する。

- ア 営業を継続する場合、施設内の顧客等に対する安全確保のための対応策  
イ 大規模施設においては、施設の全エリアに南海トラフ地震臨時情報等が正確に伝わる伝達方法  
ウ 避難地や津波危険予想地域等の位置、交通の規制状況等、その他必要な情報を併せて伝達するように十分検討する。  
エ 平常時から、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応を掲示板などで掲載すること。
- (6) 後発地震に対して注意する措置について、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとして、定める具体的な内容は以下のとおりとする。

(その他の不測の事態)

第8条 隊長は、南海トラフ地震が発生した以後の状況等から、本規程のとおりに活動することが困難又は、適当でないと判断したときは、これによらないことができる。この場合、隊長は直ちに隊員に必要な指示を与える。

2 各班の班長は、班が本規程のとおりに活動することが困難又は、適當でないと判断したときは、直ちに隊長にその状況を報告し、必要な指示を受ける。

(訓練)

第9条 (防火管理者等)は、津波避難訓練を年1回以上行う。なお、訓練の細目はその都度定めるものとし、次に示す項目を基に実践的なものとするよう努める。

- (1) 情報の収集及び伝達
- (2) 地震防災隊組織の編成配備
- (3) 避難及び避難誘導
- (4) 安全措置
- (5) 救護活動等
- (6) その他、地震対策として必要な活動

2 地方公共団体等が行う訓練には、積極的に参加するものとする。

(教育)

第10条 (防火管理者等)が従業員等に対して、下記の事項を含む地震防災上必要な教育を行う。また、地方公共団体等が行う防災研修等に参加する。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づき取られる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震の発生により予想される地震動や津波に関する知識
- (3) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に従業員等が果たすべき役割
- (6) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(広報)

第11条 (防火管理者等)は顧客等に対して日頃から事前に行う広報の内容は次のとおりとする。

- (1) 南海トラフ地震が発生した場合又は、南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合に、出火防止、顧客同士が協力して行う救助活動、避難行動及び自動車運行の自粛等の防災上取るべき行動に関する知識
- (2) 正確な情報入手の方法

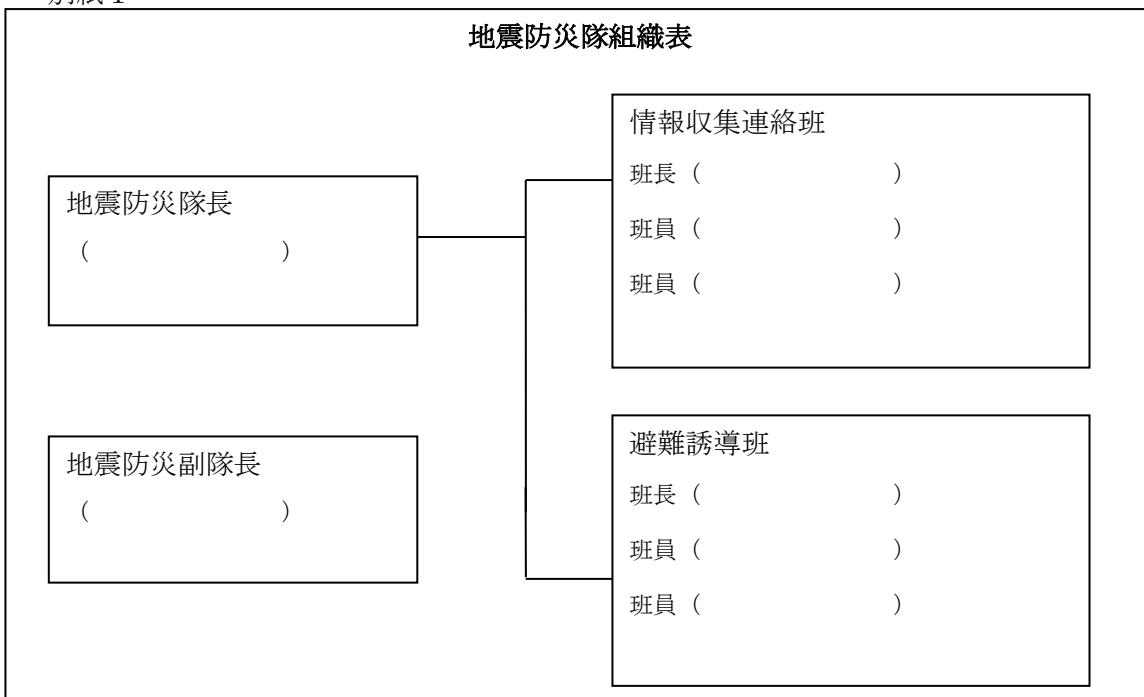
- (3) 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- (4) 土砂災害の発生の恐れのある危険箇所等に関する知識
- (5) 施設内の各所に想定津波波高、到達時間、避難場所、避難経路を示す図面、南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づき取られる警戒する措置の内容等の掲示
- (6) その他、地震防災対策上必要な事項

附則

この規程は\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から施行する。

## 別紙1

## 地震防災隊組織表



担当区分	任務内容
地震防災隊長	<ol style="list-style-type: none"> <li>情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせる。</li> <li>南海トラフ地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知する。</li> <li>避難誘導班に顧客等の避難誘導にあたらせる。</li> <li>従業員を集合させ避難させる。</li> <li>前各号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせる。</li> </ol>
情報収集連絡班	<ol style="list-style-type: none"> <li>隊長の指示に基づき、直ちに地震及び津波に関する情報の収集に努め、隨時隊長に報告する。</li> <li>隊長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情報を顧客等、その他の従業員に伝える。</li> <li>あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた顧客等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておく。</li> </ol>
避難誘導班	<ol style="list-style-type: none"> <li>地震の発生又は、隊長の指示に基づき、速やかに別図の位置につき、建物内の避難路の確保及び安全の確認等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告する。</li> <li>隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、顧客等を避難誘導する。</li> <li>避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努める。</li> <li>顧客等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告する。</li> </ol>

<避難経路図>

※想定津波波高 \_\_\_\_\_ メートル

※津波到達時間 \_\_\_\_\_ 分

※田辺市ハザードマップ（浸水域マップ・浸水深マップ・到達時間マップ）を参考にしてください。